

大和市告示第78号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

令和元年9月19日

大和市長 大 木 哲

1 指定する区域

大和市中心林間西三丁目3860番1の一部（別図のとおり。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

六価クロム化合物

3 講ずべき指示措置の内容

地下水の水質の測定